

法務省民商第3258号

平成20年12月17日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号。以下「改正法」という。）及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第383号）が本年12月17日から施行されましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「特措法」とあるのは改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）を、「特措法施行令」とあるのは改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成16年政令第240号）を、「優先出資法」とあるのは協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）を、「優先出資法施行令」とあるのは協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成5年政令第398号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいいます。

記

第1 特措法に関する事務の取扱い

1 金融機関等に対する資本の増強に関する手続

(1) 株式等の引受け等に係る申込み

ア 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。）から平成24年3月31日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行又は長期信用銀行である場合にあっては、株式の引受けに限る。）に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対



し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならないとされた（特措法第3条第1項）。

上記において金融機関等、銀行持株会社等及び主務大臣とは、それぞれ別紙に掲げる者をいう（特措法第2条第1項、第56条第1項）。

イ 機構は、銀行持株会社等から平成24年3月31日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下1及び2において同じ。）に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならないとされた（特措法第3条第2項）。

(2) 経営強化計画の提出

金融機関等又は銀行持株会社等が(1)のア又はイの申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために(1)のイの申込みをする場合における当該子会社をいう。以下1及び2において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、経営の改善の目標等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないとされた（特措法第4条第1項）。

(3) 株式等の引受け等の決定

主務大臣は、経営強化計画の提出を受けたときは、同計画に記載された目標が主務省令で定める基準に適合すること等、特措法第5条第1項各号の要件をすべて満たす場合に限り、(1)のア又はイの申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定（以下「特措法第5条決定」という。）をするとされた（特措法第5条第1項）。

特措法第5条決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合には、当該株式の引受けは、原則として、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法（平成17年法律第86号）第115条に規定する議決権制限株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）の引受けによるとされた（特措法第5条第2項）。

2 金融機関等に対する資本の増強に関する会社法等の特例

(1) 議決権制限等株式の発行の特例

ア 会社法の特例

金融機関等又は銀行持株会社等が特措法第5条決定に従い発行する議決権制限等株式は、会社法第115条の規定の適用については、ないものとみなすとされた（特措法第7条第1項）。

イ 登記手続の特例

アの議決権制限等株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならないとされた（特措法第7条第2項）。この場合の登記の記録は、別紙記録例1による。

アの議決権制限等株式の発行による変更の登記の申請書には、商登法第56条の書面のほか、特措法第5条決定に従った議決権制限等株式の発行であることを証する書面を添付しなければならない（特措法第7条第3項）。この書面には、株式の申込み及び引受けを証する書面に主務大臣が特措法第5条決定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

(2) 優先出資の発行の特例

ア 優先出資法の特例

金融機関等が特措法第5条決定に従い発行する優先出資は、優先出資法第4条第2項の規定の適用については、ないものとみなすとされた（特措法第8条第1項）。

イ 登記手続の特例

アの優先出資の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならないとされた（特措法第8条第2項）。この場合の登記の記録は、別紙記録例2による。

アの優先出資の発行による変更の登記の申請書には、優先出資法施行令第14条の書面のほか、特措法第5条決定に従った優先出資の発行であることを証する書面を添付しなければならない（特措法施行令第8条）。この書面には、優先出資の申込み及び引受けを証する書面に主務大臣が特措法第5条決定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

3 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する手続

(1) 機構は、株式交換、合併等の金融組織再編成（特措法第2条第6項参照）を行う

金融機関等から平成24年3月31日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（特措法第15条第3項参照）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該組織再編成金融機関等が銀行、長期信用銀行又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならないとされた（特措法第15条第1項）。

(2) 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等（特措法第15条第4項参照）から平成24年3月31日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当

該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならないとされた（特措法第15条第2項）。

- (3) (1)又は(2)の場合においては、1の(2)及び(3)と同様に、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が機構を通じて主務大臣に経営強化計画を提出し、主務大臣が1又は2の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定（以下「特措法第17条決定」という。）を行い、特措法第17条決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けであるときは、原則として、議決権制限等株式の引受けによるとされた（特措法第16条、第17条）。

また、特措法第17条決定があった場合において、経営強化計画を提出した金融機関等がその計画の変更をしようとするときは、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならないこととされ、主務大臣は、特措法第19条第3項各号の要件をすべて満たす場合に限り、承認（以下「特措法第19条承認」という。）をすることができることとされた（特措法第19条）。

4 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する会社法等の特例

(1) 議決権制限等株式の発行の特例

組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が特措法第17条決定又は特措法第19条承認に従い発行する議決権制限等株式については、2の(1)と同様の会社法及び登記手続の特例が定められた（特措法第17条第8項、第19条第5項）。この場合の登記の記録は、別紙記録例3による。

(2) 優先出資の発行の特例

組織再編成金融機関等が特措法第17条決定又は特措法第19条承認に従い発行する優先出資については、2の(2)と同様の優先出資法及び登記手続の特例が定められた（特措法第17条第8項、第19条第5項、特措法施行令第17条、第21条）。この場合の登記の記録は、別紙記録例4による。

5 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する優先出資の発行の特例

協同組織中央金融機関等（協同組織金融機関（特措法第2条第7項）及び農林中央金庫をいう（特措法第34条の2）。）が特措法第34条の4第1項による決定に従い発行する優先出資については、2の(2)と同様の優先出資法及び登記手続の特例が定められた（特措法第34条の6第1項、特措法施行令第30条の4）。この場合の登記の記録は、別紙記録例5による。

6 登録免許税の特例

次の(1)から(3)までの事項について登記を受ける場合において、当該事項が特措法第5条決定若しくは特措法第17条決定（平成22年3月31日までの間に金融機関等が提出した経営強化計画に係るものに限る。）又は特措法第9条第1項による経営強化計画の変更についての承認若しくは特措法第19条承認（平成22年3月31日

までの間に金融機関等が提出した変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第9条の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とするとされた(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条の2第2項、第1項)。

(1) 株式会社の設立又は資本の増加(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1000分の3.5

(2) 合併による株式会社の設立又は資本の増加

1000分の1(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額を超える資本金の額に対応する部分については、1000分の3.5)

(3) 分割による株式会社の設立又は資本の増加

1000分の1(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額を超える資本金の額に対応する部分については、1000分の3.5)

第2 改正後の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)に関する事務の取扱い

改正法の施行に伴う改正後の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に関する法人登記事務の取扱いについては、平成14年12月27日付け法務省民商第3241号当職通知によるものとする。

別 紙

特措法における金融機関等，銀行持株会社等及び主務大臣

1 金融機関等とは，次に掲げる者をいう。

- (1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (2) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- (3) 信用金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 労働金庫
- (6) 信用金庫連合会
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を行う協同組合連合会
- (8) 労働金庫連合会
- (9) 農林中央金庫
- (10) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合連合会
- (11) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会
- (12) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- (13) 銀行持株会社等（銀行法第2条第13項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第16条の4第1項に規定する長期信用銀行持株会社）

2 銀行持株会社等とは，1の(13)に掲げる者をいう。

3 主務大臣とは，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に定める者をいう。

- (1) 1の(1)から(4)まで，(6)，(7)及び(13)の金融機関等 内閣総理大臣
- (2) 1の(5)及び(8)の金融機関等 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- (3) 1の(9)から(12)までの金融機関等 内閣総理大臣及び農林水産大臣

別紙記録例

1 特措法第5条決定に従い発行する議決権制限等株式の登記

<p>発行可能種類 株式総数及び 発行する各種 類の株式の内 容</p>	<p>普通株式 250万株 優先株式 100万株 優先株式は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第7条第1項の適用を受ける株式である。 毎決算期において、普通株式に先立ち年4分の利益配当を受け、取締役及び監査役の選任及び解任に関する事項を除き、議決権を有しないものとする。 平成21年 1月 8日変更 平成21年 1月15日登記</p>
--	--

2 特措法第5条決定に従い発行する優先出資の登記

<p>優先出資の総 口数の最高限 度並びに種類 及び種類ごと の口数</p>	<p>100万口 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
<p>発行済優先出 資の総口数並 びに種類及び 種類ごとの口 数</p>	<p>発行済優先出資の総口数 10万口 ①優先出資 4万口 ②金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第8条第1項の適用を受ける優先出資 6万口 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
<p>優先出資発行 後の資本金の 額から普通出 資の総額を控 除して得た額</p>	<p>金6億円 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>

3 特措法第17条決定又は特措法第19条承認に従い発行する議決権制限等株式の登記

発行可能種類 株式総数及び 発行する各種 類の株式の内 容	<p>普通株式 250万株 優先株式 100万株</p> <p>優先株式は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第17条第8項において準用する第7条第1項の適用を受ける株式である。</p> <p>毎決算期において、普通株式に先立ち年4分の利益配当を受け、取締役及び監査役の選任及び解任に関する事項を除き、議決権を有しないものとする。</p> <p>平成21年 1月 8日変更 平成21年 1月15日登記</p>
---	--

※特措法第19条承認に基づくときは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第19条第5項において準用する第7条第1項の適用を受ける株式である。」と記載する。

4 特措法第17条決定又は特措法第19条承認に従い発行する優先出資の登記

優先出資の総 口数の最高限 度並びに種類 及び種類ごと の口数	<p>100万口</p> <p>平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
発行済優先出 資の総口数並 びに種類及び 種類ごとの口 数	<p>発行済優先出資の総口数 10万口</p> <p>①優先出資 4万口</p> <p>②金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第17条第8項において準用する第8条第1項の適用を受ける優先出資 6万口</p> <p>平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
優先出資発行 後の資本金の 額から普通出 資の総額を控 除して得た額	<p>金6億円</p> <p>平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>

※特措法策19条承認に基づくときは、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第19条第5項において準用する第8条第1項の適用を受ける優先出資」と記載する。

5 特措法第34条の4第1項の規定に従い発行する優先出資の登記
「その他の事項区」

<p>優先出資の総口数の最高限度並びに種類及び種類ごとの口数</p>	<p>100万口 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
<p>発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数</p>	<p>発行済優先出資の総口数 10万口 ①優先出資 4万口 ②金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第34条の6第1項の適用を受ける優先出資 6万口 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>
<p>優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額</p>	<p>金6億円 平成21年 1月 8日設定 平成21年 1月15日登記</p>